

教員養成課程における「学校安全」についての学び

—教育制度論での授業実践報告—

高瀬 幸恵

はじめに

学校という公教育の場は、子どもにとって安全な学習環境として整備されていなければならない。学校安全の確保は、公教育の目標である子どもの学習権の保障を達成するために欠かせない条件である。しかし、現実には学校教育における安全を脅かす災害や事故、事件が発生している。学校の設備によって子どもが怪我をする事例や、登下校中の交通事故などが度々報道されており、不審者が学校に侵入して子どもや教職員に危害を加える事件も起こっている。さらに2011年3月に発生した東日本大震災では、多くの児童の命が奪われた。学校における防災体制が適切であったのか現在に至っても問われ続けている。学校安全に向けた学校の体制を作り、地域・家庭との連携のもとで子どもの学習環境を守ることは学校教育にとって喫緊の課題といえることができる。

学校安全に向けた体制作りにおいて中心的な存在となるのは教員である。教員養成の段階から、学校安全についての基礎知識を身につけるとともに、学校安全に関してどのような課題があるのかを知り、対策を考えていく機会を持つべきであろう。

2017年6月に文部科学省が示した「教職課程コアカリキュラム（案）」では、「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」を取り扱う科目において、「(3) 学校安全への対応」が項目として立てられている。そこでは一般目標として、「学校の管理下で起こる事件、事故及び災害の実情を踏まえて、学校保健安全法に基づく、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解する」¹とされている。このような目標を踏まえた上で、具体的にはどのような授業展開が教員を目指す学生にとって有益な学びとなるのであろうか。

桜美林大学では当該科目は「教育制度論」という名称の科目で展開している。2017年度春学期に筆者が担当する「教育制度論」で学校安全を取り扱った授業実践を振り返り、今後の授業改善に向けた検討を行うこととしたい。まずは、「学校安全」の意義について整理することとする。

1. 教育制度上の学校安全の位置付け

教育行政学の分野において「学校安全」はどのように位置づけられているのだろうか。平原春好は、学校の施設・設備を中心とした環境整備は、児童・生徒・学生の教育を受ける権利の保障にかかわる問題として捉えている。平原は、「学校の校舎、運動場、教室などの施設・設備は、教材・教具の場合ほどに教育実践にたいする重要性が理解されないことが多い」と指摘する。それは、「施設はどちらかといえば『入れ物』として見てきたこれまでの傾向によるところが大きい」ためであるとし、以下のように施設・設備の重要性について論じている。

施設・設備は単なる入れ物ではなく、教育と学習と生活の場として、あるいはそのような教育空間として見直さなければならない。施設・設備を良くすればそれだけで良い教育ができるというわけではないが、教育的な識見と配慮の下に整えられた施設・設備のもとで教育を受ければ、その教育はそれだけ良い教育になりうる可能性がある。したがって、学校の施設・設備は、子ども・青年の教育を受ける権利を実現するための基礎的条件だということができる。²

学校が安全で安心できる環境として整備されることは、単に子どもの安全を守るためだけでなく、教育を受ける権利の保障のために欠かせない条件であるといえよう。

2008年に改正された学校保健安全法では、学校安全に関する学校の設置者の責務について定め、学校の施設・設備、管理運営体制の整備充実を求めている。具体的には、学校安全に関する計画の策定と実施とを義務付けた。これに基づき、2012年4月には「学校安全の推進に関する計画」が文部科学省によって示され、学校安全の推進に関する施策の具体的な方策が示された。さらに、2015年3月には文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長によって「学校安全に関する更なる取組の推進について」の依頼が各学校の主管課長に対してなされた。学校安全計画の策定、危機管理マニュアルの検証、通学路安全マップの作成、家庭や地域の関係機関・団体との会議の開催などを求め、とりわけ学校安全計画の策定は法律上の義務であることを強調した。学校安全計画に必要な記載事項として、①学校の施設設備の安全点検、②児童生徒等に対する通学を含めた学校生活、その他の日常生活における安全指導、③教職員に対する研修が挙げられている。

2017年3月に閣議決定された「第2次学校安全の推進に関する計画」は、教員の研修だけでなく、教員養成への安全教育の導入についても触れるとともに、カリキュラム・マネジメントの確立を通じた系統的・体系的な安全教育の推進を求めた。さらには、SNSなどインターネットを経由したコミュニケーションツールの多様化に伴う事件、スマートフォンを利用しながらの歩行や自転車運転による交通事故（加害者となる事例もある）も生じており、現代的課題への対応の必要性が指摘されている。

では、児童生徒等に対する安全指導、あるいは安全教育とはどのようなものなのだろうか。

文部科学省『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』（2010年）によれば、「学校安全」は、「安全教育」と「安全管理」、そしてその両者の活動を円滑に進めるための「組織活動」という三つの主要な活動から構成されるとしている。安全教育については、以下のように説明されている。

安全教育には、安全に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高めることによって安全について適切な意志決定ができるようにすることをねらいとする「安全学習」の側面と、当面している、あるいは近い将来当面するであろう安全に関する問題を中心に取り上げ、安全の保持増進に関するより実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成を目指して行う「安全指導」の側面があり、相互の関連を図りながら、計画的、継続的に行われるものである。³

つまり、安全指導とは安全教育の一側面であり、安全の保持増進に関する実践的な能力や態度、望ましい習慣の形成を目指して行われるものとされている。すなわち、安全教育の全体的な目標は、子どもが普段の生活の中で、あるいは危険に直面したとき、自ら自分を守ることができる判断力や、成長の過程や成人した後も安全の保持を実践できる能力の育成である。なお、中学校における安全に関する指導は、保健体育科、技術・家庭科、特別活動での指導に限らず、学校における教育活動全体を通じて行われるものとされる。

他方で、教員養成課程では、安全教育に関してどのような指導が期待されているのだろうか。「教職課程コアカリキュラム（案）」における「(3) 学校安全への対応」の到達目標は、以下の二点とされている。

- 1) 学校の管理下で発生する事件、事故及び災害の実情を踏まえ、危機管理や事故対応を含む学校安全の必要性について理解している。
- 2) 生活安全、交通安全、災害安全の各領域や我が国の学校をとりまく新たな安全上の課題について、安全管理および安全教育の両面から具体的な取組を理解している。

以上の到達目標には、子どもが自主的・主体的に自分のことを守る力を形成するための教員の支援のあり方については記されていない。しかし、安全教育の本来の目標からすれば、教員養成課程において扱うべき内容といえよう。

筆者が担当した「教育制度論」の授業では、「学校安全」への対応をテーマとして取り扱うにあたって、子ども自身の主体的な安全の保持について、あらかじめ教員から触れることはせず、学生自らが考えて導き出すことをねらいとして実践した。

2. 「教育制度論」での授業実践の概要

2017年度春学期の「教育制度論」では第14回目の授業において「学校安全への対応」をテーマとして扱った。その概要は、《授業展開1》事前の新聞記事を用いた調べ学習、《授業展開2》授業でのグループワークと情報の共有（4～5名程度のグループ）、《授業展開

3) 共有された情報をもとにした対応の検討、《授業展開4》発表、《授業展開5》まとめと感想の記入というものであった。学生の主体的な学びをねらいとして、事前の調べ学習をもとにグループワークを行い、学生自身が対策を検討する構成とした。この授業を通して、どのような危険が学校教育や子どもの周辺にあるのか現状を知り、対策を自ら考えることを実践的に経験し、学校教育や教員に求められる「学校安全」への取り組みの具体像をつかむことを目標とした。

《授業展開1》事前の新聞記事を用いた調べ学習については、一週間前の授業で学生に図1のようなプリントで課題を指示した。

図1のプリントの指示のように、①日常的な学校での事故、②児童生徒等を対象とした犯罪、③児童生徒等の交通事故、④自然災害の四つの分類に基づいて、学生は新聞記事を学内データベースで収集し、それぞれに対する取り組みや対策についてまとめ、14回目の授業に持ち寄ることとなった。

教育制度論 第14回目に持参する課題

《テーマ：学校安全》

1. 以下の項目について新聞記事を持参すること。図書館HPのデータベース（開蔵、ヨミダス等）を使用してプリントアウトする。

- ① 日常的な学校での事故
- ② 児童生徒等を対象とした犯罪
- ③ 児童生徒等の交通事故
- ④ 自然災害

2. 上記①～④を読んで、学校での教育活動が安全な環境で実施され、児童生徒等の安全の確保を図るためにどのような取り組みや対策が必要か考えをまとめる。

※A4サイズでプリントアウトしたものを使用すること。
※考えをまとめた用紙と記事のプリントアウトをホチキス止め（左上）

学籍番号・氏名	
取り組みや対策についての考え	新聞記事 ①～④

※14回目の授業では上記課題を用いたグループワークを行います。
※学校安全をテーマとした今回の授業の取り組みを実践報告として学内紀要などに公開します。

図1. 課題指示のプリント

14回目の授業では、まず学校保健安全法を取り上げ、学校安全計画の策定と実施が義務付けられていること、地域の関係機関等との連携が求められていることなどを学んだ。その後、グループワークを実施し、課題で調べてきた情報の共有とそれに基づく対応の検討を行った。

グループワークでは図2のようなワークシートを使用し、学生は共有された情報やグループで検討した対応を記入した。

学校安全について考える	学籍番号： _____ 氏名： _____
1. グループで情報交換したこと、気がついたこと、わかったことをまとめよう。	
① 日常的な学校での事故	
② 児童生徒等を対象とした犯罪	
③ 児童生徒等の交通事故	
④ 自然災害	
2. 学校で必要とされる取り組みや対策についてグループでまとめよう。	
3. あなたの感想	

図2. ワークシート

3. 学生の学びと感想

《授業展開2》 授業でのグループワークと情報の共有では、以下のような情報が学生同士で共有された。

- ①日常的な学校での事故——部活動で生徒が死亡、プールの飛び込みによる首の骨折、組体操での事故、バスケットゴールの転倒による怪我、熱中症による死亡事故、理科の実験での火傷、学校への脅迫電話など
- ②児童生徒等を対象とした犯罪——生徒同士の恐喝・暴行・殺害、児童ポルノの被害、不審者による猥褻事件、児童虐待、インターネットのいじめ・自殺、登校中の殺害、大麻などの薬物事件など
- ③児童生徒等の交通事故——歩きスマホによる交通事故、踏み切りでの事故、自動車による交通事故、無免許のバイク運転による事故など
- ④自然災害——東日本大震災などの震災による死亡、暴風による被害、雪崩による死亡事故など

上記で確認できるように、事件・事故は登下校中を含めた学校内外で起こるということ、そして部活動だけでなく、教科の学習活動のなかでも起こりうる。また、②と③で明らかのように子ども自身が加害者となる事例が複数ある。こうしたことを学生自身が調べ、気付くことができた。

《授業展開3》 共有された情報をもとにした対応の検討では、活発な議論が各グループで展開された。ワークシートの「2. 学校で必要とされる取り組みや対策についてグループでまとめよう。」の記載事項を抜粋して以下に紹介する。特に①～④に共通する対策について取り上げる。

- 全ての事件・事故に共通して、事前に防げるように生徒児童に危険性・対策案をしっかり教えておく。授業内やHRを中心に。
- 避難訓練は大事。年一回ではなく月三回くらい行うべき。すぐに忘れてしまうから頭に刷り込ませるためにも繰り返す。
- 教師は学校での事故を予測し、物の定期的管理や、危険な場での人数配分を考える。
- 教員によって意識に差がある。先生が生徒を導く、まとめるという意識を教員一人ひとりが持つことが大切。
- 教師が対応をしっかり考える。「危なくなったら」ではなく、少しでも「危ない」と思ったらその時点で対策をとる。
- 専門家の協力のもと対策することも重要。
- 教師は早めの危機管理をしなければならない。昔より今はインターネットなど心理的な被害が多い。総合等での指導、親への指導も必要。地域との連携が大切。子ども一人一人を見られる対策を。高校生、大学生など子供に近い存在が数人のアドバイザーのような役目をもたせても面白い（教師や親では分からない面も理解できる）。

上記の抜粋から、学生は子どもに対する安全教育の重要性について理解していることが分かる。教員の危機管理が不可欠であることにも気付くことができた。興味深いのは、高校生や大学生がアドバイザーになるとよい、という提案である。特に子ども同士の傷害事件やインターネットの使用に関わるトラブルについては、子どもが身近な大人に相談しにくいケースもあると考えられる。また、大人が理解しにくい側面もあるだろう。トラブルが深刻化することを未然に防ぐには高校生・大学生のアドバイザーは有効となる可能性があると思われる。

こうしたグループで検討した対策は、発表を通してクラス全体で共有することができた。その上で、最後に学生個人の感想をワークシートに記してもらった。ワークシートの「3. あなたの感想」に記された感想の抜粋を以下に紹介する。

- 自分が小・中学校だった時は学校が危ないなど全く思わず、むしろ安全だと思っていたけれど、今日の授業で全然安全ではないと思った。ただ、全てのことに言えるのは、危なくなってから動く・対策をとるのではなく、少しでも危ないと思った時点で動くことが、事故や犯罪を未然に防ぐ・被害を拡大させないために大切だと思った。
- 学校では様々な事故が毎年おきているのだなと理解しました。昔とは違いインターネットを利用し、生徒が犯罪にまきこまれることが多く、直接生徒を助けることができづらくなっているなと思いました。また、周りの人が犯罪にまきこまれているのかを気づきづらくなり、これからもどんどん進化していくのだろうなと思い、教員や学校側も新たな対策を考えることが大切だと思いました。
- いろいろな事故の事例というものが分かった。今日だけでたくさんの意見や対策が出たので実際の教員の現場ではもっと嚴重な対策が相当あると思う。改めて教員という仕事の難しさを感じた。
- 学校側がやる事がたくさんあると思った。自分が考えていた対策の他にたくさんあって、もし自分が教員になったら細かい所まで気をつけて事故を防げるようにしたいと思った。学校側だけでなく、保護者や地域との連携が大切だと思った。学校側だけではできないことがたくさんあるからです。
- 今回のグループワークから考えたのは、学校はやはり学校だけでは成り立たないので様々な助けや協力、意見交換の場の重要性と教員の指導の徹底、自らの力で生徒が考えられるようにする必要がある。教員の仕事が多くなるのだろうと感じた。
- 新聞記事は似ているものが多いと感じた。似たような事件が多いということは対策・改善がなされていないということだろう。児童・生徒を守る体制・環境を作っていないかなければいけないと思った。児童・生徒が何がだめか、何をすべきかを自分で判断できるようになってほしい。そうなるまで、環境をととのえ、正しいことを教えてあげなければいけない。
- 学校内の事故・事件より監視の目が届きにくい学校外の事故・事件の対策に重きをお

いた方が良いと思いました。一番有効なのは地域や家庭と連携を図ることだと思いました（学校保健安全法第三十条）。近年では、スマートフォンの普及による事件も増えたので、講演会の他に学校生活において日常的に知識や規範の指導を行うのが大事なかなと思いました。現代の知識基盤社会において大事なのは児童生徒が主体的に判断し行動する力だと思います。学校では日常的にこの能力を養う必要があると思いました。

- 普段新聞を見たり、ニュースを観ることを徹底しているわけではないので、知らない事件事故も多かったが、全体的に言えることは、生徒自身が被害者にならないための教育だけではなく、加害者にならないための教育もするべきであり、学校教育が出来ることは沢山あると思った。

上記の感想に見られるように、学校は普段から危険にさらされており、学校や教員、さらには地域も加わって安全保持の絶え間ない努力が必要不可欠であることを学生は認識できた。そして、子どもが自分の安全を守ることについては、「自らの力で生徒が考えられるようにする必要がある」、「児童・生徒が何がだめか、何をすべきかを自分で判断できるようになってほしい」、「大事なのは児童生徒が主体的に判断し行動する力だ」などの記述が見られ、子ども自身の自主的・主体的な安全保持の能力の形成について学生自ら考え、その必要性に気が付くことができた。さらには、「加害者にならないための教育もするべき」との記述もある。子どもが加害者となる事件や事故が起こっている現状において、重要な指摘である。こうした学生個人の感想は数名に発表してもらう機会を持った。

おわりに

本稿では、「学校安全」の制度上の位置付けについて整理するとともに、「教育制度論」の科目における授業実践を紹介した。この授業実践における成果は以下のようにまとめることができよう。

① 学生自身が学校教育における事件や事故を調べることによって、学校教育の危機管理の重要性に自ら気が付くことができた。② 収集した情報を他の学生と共有することで、学校教育や子どもの周辺にある危険について幅広い知識を得ることができた。③ 4～5名ほどの少人数のグループで対策を検討することで学生自身が対策を考える経験を持つことができた。④ グループで検討した対策をクラス全体で発表することで、学校や教員が配慮すべき事項についての様々なアイデアを共有することができた。⑤ 学生個人が自身の感想を記すことで、学びを整理することができた。感想を発表することで個人の考えを全体で共有することができた。⑥ こうした学び全体を通して、地域との連携の重要性や、子どもの主体的な安全保持の能力形成という教員の役割について学生自らが考え、導き出すことができた。

上記の成果のうち、とりわけ⑥は大きな成果であったと認識している。

次に今回の授業実践で課題として残されたことを整理しておきたい。

《授業運営に関すること》

①事前の調べ学習は全体的には積極的に行われた。一部、もう一息と思われる学生もいたので、課題の提示に際しての動機付けに工夫が必要である。②今回の実践におけるグループワークは活発な議論が交わされたが、それはこれまでの学生の学習経験の積み重ねによるところが大きいと思われる。議論が進まない場合の働きかけについて検討しておく必要があると考える。また、表面的な議論に終始しないよう、議論が深まる“しかけ”を準備する必要がある。

《「学校安全」の学びに関すること》

①学校や子どもの周辺にある危険に対する学生の関心は全体的に高かった。その関心を、関連制度を理解しようとする姿勢や自ら対策を検討しようとする意欲につなげていくことが、非常に重要であると感じた。グループワークは積極的な取り組みが見られたが、制度そのものの理解については不十分であったかもしれない。グループワークの後、再び制度について振り返りを行うという方法も有効だろう。②大きな課題として筆者が認識していることは、学生がこの授業での学びを、学校教育の現場における具体的な課題と結びつけることができるかということである。この授業の成果を踏まえ、実際の学校における「学校安全」の体制についての事例研究の実施や、教育実習に際して「学校安全」をテーマの一つに据えて学習するなどの取り組みが、教員養成課程における有効な方法として考えられるだろう。

注

- 1 2017年6月29日、教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会配布資料。文部科学省ホームページを参照。
- 2 平原春好『教育行政学』東京大学出版会、2002年、221～222頁。
- 3 文部科学省『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』2010年、22～23頁。